

第3章 障害者計画

第1節 基本的な考え方

本計画は、障害者基本法第11条の規定に基づき、全ての市民が障害の有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重しながら共生するまちの実現に向けた基本的な施策の方向を定めるものです。

前計画に引き続き、長年障害者施策の基本的な考え方となっている“障害のある人もない人も、共に社会の一員として、同等に生活し、自立し、社会活動及び参加ができる社会”を目指す「ノーマライゼーション」を基本理念とします。

第2節 前計画の取組状況

前計画期間(平成24(2012)年度から令和5(2023)年度まで)における取組状況は別表のとおりです。取組実績のほか、障害者を取り巻く環境・ニーズの変化等を踏まえ、本計画では施策の見直しを図っております。

表の記載について

計画施策・内容

前計画における施策分類とその内容

実施状況

前計画の期間(平成 24～令和 5 年度)に実施した事柄

達成度(A から E までの 5 段階で評価)

A: 予定以上に進んだ

B: 予定どおり進んだ

C: 予定より遅れている

D: 未実施

E: 事業を廃止

今後の対応予定

新計画での予定等について記載

計画頁

前計画における施策内容の記載箇所

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
1	啓発と広報活動	障害者に対する「心の壁」をとりのぞくための広報・啓発活動は、障害者施策の重要な柱であり、障害者や特別支援教育への理解を深め、障害者雇用の促進を図るため、「広報きりゅう」などの広報媒体や各種行事等を活用した積極的な広報・啓発活動を進めるとともに、視覚障害者に対しては、点字図書館が点訳文化会や朗読奉仕会の協力を得ながら、「点字の広報」や「声の広報」等の充実に努めます。	視覚障害者に対しては、点字図書館、点訳文化会、朗読奉仕会の協力を得ながら、「点字の広報」や「声の広報」等を作成している。	B	積極的な啓発・広報に引き続き取り組んでいくとともに、点字図書館との連携の下、ボランティア団体の協力を得ながら点字・声の広報等の発行を継続していく。	福祉課	28
2	啓発と広報活動	「障害者週間(12月3日～9日)」、「知的障害福祉月間(9月)」、「障害者雇用支援月間(9月)」、「人権週間(12月4日～10日)」などの障害者福祉に関する各種行事の周知を図り、障害に対する市民の理解を深めます。	県が実施する障害者雇用に関する啓発事業について、リーフレットを窓口に設置するなど、周知に努めている。	B	引き続き、広報やホームページ等を活用して周知に努めてまいりたい。	商工振興課	28
			「知的障害者福祉月間」については、毎年市広報に記事を掲載し周知を図っている。福祉月間中に行われる福祉パレードに関しても、令和2(2020)年～4(2022)年はコロナ禍で中止となったためポスター掲示のみだったが、毎年実施に協力している。	B	・福祉パレードの実施協力は継続 ・関係機関と連携し、広報等を利用して機会あるごとに周知を図る。	福祉課	28
3	啓発と広報活動	各種啓発事業への参加や福祉情報誌の発行など、社会福祉協議会及び桐生市地域自立支援協議会と連携して、障害及び障害者に対する正しい理解を深めます。	平成25(2013)年度、桐生市・みどり市社会資源マップを自立支援協議会において作成し、関係者へ配布。自立支援協議会において、地元新聞紙へ障害者理解の啓発を7回シリーズで平成27(2015)年～28(2016)年度で寄稿による啓発を行った。	B	協力、支援を継続して行う。	福祉課	28

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
4	啓発と広報活動	障害者問題に対する理解を促進するため、地域住民等の理解を深める福祉講座や講演会・障害体験学習会の開催など、その充実に努めます。	生き生き市役所出前講座で「障害者（児）福祉制度の概要」、「障害者特性と障害者等へのマナー・障害者差別解消法などについて」のメニューを設定し講話を実施した。 また、発達障害を理解するための講演会等を開催した。	B	障害者問題に対する理解を地域住民へ深めるための有効な啓発、広報活動方法を関係機関と連携を図り、検討したい。	福祉課	28
5	地域福祉活動等の充実	福祉活動を中心としたボランティア組織づくりが活発になるよう、ボランティア養成講座などへの参加を呼びかけ、支援していきます。あわせて、住民が主体となって組織したボランティア団体に、地域住民さらには障害者自身が気軽に参加できるよう、その活動支援策を社会福祉協議会と連携して推進します。	精神保健福祉ボランティア養成講座をみどり市と連携して実施。翌年講座修了者へのステップアップ研修を実施し、ボランティアの養成を支援した。	B	精神保健福祉ボランティア養成講座は今後も継続実施し、ボランティアの養成を支援していく。また、社会福祉協議会と連携し、福祉活動を中心としたボランティア組織づくりを支援する。	福祉課	29
6	地域福祉活動等の充実	手話通訳、要約筆記、点訳、朗読奉仕など、視覚・聴覚障害者のコミュニケーション支援等、情報を仲介する専門的ボランティアの養成・確保に努めます。	初心者向けの手話講習会、要約筆記講習会、点訳講習会、朗読講習会を毎年実施	B	各講習会を継続し、ボランティアの養成・確保に努める。	福祉課	29
7	地域福祉活動等の充実	地域福祉を支えるボランティア活動の振興を図るため、情報及び活動拠点としての市民活動推進センターや総合福祉センターなど市有施設の機能充実を図り、ボランティア団体の自主的・自立的活動を支援するとともに、社会福祉協議会・ボランティアセンターとの連携を強化し、ボランティア実践者の裾野拡大に努めます。	市、社会福祉協議会及びきりゅう市民活動推進ネットワークの3者で、ボランティア活動がしたい人とボランティアでのお手伝いを求める団体等を結びつけるマッチングサイト「桐生市民活動応援サイト“ゆいねっと”」を平成28(2016)年度に構築。令和4(2022)年度からLINEを用いた情報発信へ切り替え、さらに令和5(2023)年度からより多くの発信が可能な有料プランへ変更し、情報の周知に努めている。	B	より多くの登録者を確保し、さらに広く情報を周知できるよう、市、社会福祉協議会及びきりゅう市民活動推進ネットワークの3者で定期的にワーキンググループを開催していく。	地域づくり課	29

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
			地域福祉活動計画に基づき、社会福祉協議会が実施。必要に応じて協力を行っている。	B	社会福祉協議会と連携し、支援を継続する。	福祉課	29
8	地域福祉活動等の充実	地域福祉活動を行う非営利組織(NPO)の積極的な活用と支援できる体制の確立に努めます。	地域福祉活動計画に基づき、社会福祉協議会が実施。必要に応じて協力を行っている。	B	社会福祉協議会と連携し、支援を継続する。	福祉課	29
9	相談体制と情報収集・提供の充実	障害者の種別や年齢を問わず、障害者自身やその家族に対する保健・医療・福祉その他各般にわたる相談支援体制を確立し地域で自立した生活ができるよう支援します。	障害の有無を問わず、0歳から18歳までの子どもに関する多様な相談に応じ、自立に向けた支援を行いました。	B	様々な相談に対応できるように、各般の情報収集に努めます。	子育て相談課	29
			健康に関する相談を常時受け付ける中で、障害に関する相談にも対応し、健康長寿課業務に関するものを中心に、関係部署と連携を図りながら、障害者本人・家族への情報提供等の充実に努めた。	B	窓口相談事業や電話相談事業を通じた、保健・医療に関する相談を受け付ける中で、障害に関する相談にも対応し、関係部署との連携を図りながら、相談支援体制の充実に努める。	健康長寿課	29
			平成26(2014)年度までは4事業所に相談支援事業を委託していたが、平成27(2015)年度から市直営の障害者基幹型相談室を立ち上げ、障害者の種別や年齢を問わず、相談できる体制を整備し、障害者やその家族の支援を行った。	A	基幹型機能の充実を図り、地域の相談支援事業の拠点として事業を行っていく。	福祉課	29
10	相談体制と情報収集・提供の充実	都道府県及び国の地方機関等と連携し、各種諸制度の利用・活用のための資料コーナーの設置等により、情報の提供窓口の充実に図るとともに、総合福祉センター・点字図書館等の活用を進め、視覚・聴覚障害者等に対する的確な情報提供に努めます。	総合福祉センターを中心に、市内にある国や県の施設窓口で資料等を据え置き、情報提供に努めている。	B	公的な施設のみではなく、民間施設等も含め、情報提供窓口の拡大を図る。	福祉課	29

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
11	相談体制と情報収集・提供の充実	情報化社会の進展に伴い、インターネット環境を活用する障害者や福祉関係者も増えており、情報の収集・提供について、ホームページ等の活用の充実に努めます。	ホームページにおいて、障害福祉に関わる各種制度等の情報を掲載している。	B	ホームページの内容をより充実していきたい。	福祉課	29
12	相談体制と情報収集・提供の充実	自らの判断で福祉サービスを選択し、契約を結ぶことが困難な障害者に対し、地域で安心して生活ができるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行等を行う「福祉サービス利用援助事業」の活用の周知に努めます。	社会福祉協議会が実施しており、必要に応じて福祉サービス利用の手続き援助や代行を行っている。	B	社会福祉協議会と連携を密にして、より一層の周知・支援に努めていきたい。	福祉課	29
13	相談体制と情報収集・提供の充実	3障害の専門的な相談等に対応できるよう、市の事業としての相談支援事業の充実を図ります。	障害者が地域において自立した生活を送ることができるよう必要な援助を行うため、障害者基幹型相談室に社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的知識を有する相談員を配置し、専門的な相談支援等を要する困難ケースへの対応を実施している。	B	今後も継続し、時代の流れにより変わっていく障害者のニーズに対応できるような体制を確保していく。	福祉課	29
14	障害の発生予防と早期発見・早期治療	先天性障害の発生予防・早期発見のために、妊産婦に対する健康教育・健康診査等の保健対策について一層の充実を図ります。	妊娠届出時に、しあわせ妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査、新生児聴覚検査、産婦健康診査の受診票を交付し、異常の早期発見のため勧奨を行った。また、保健師による全数面談を実施し、その後ママ&パパ教室や家庭訪問、電話相談等、個々に応じた継続的支援を行った。	B	今後も母子保健コーディネーター・地区担当保健師が中心となり、関係機関と連携し、早期発見、早期対応に努めます。	子育て相談課	30
15	障害の発生予防と早期発見・早期治療	県及び医療機関等と連携して乳幼児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査等による早期発見体制及び訪問指導体制を充実いたします。	3か月・10か月・1歳6か月・2歳児歯科・3歳児健康診査をはじめとする、各種乳幼児健診及び教室などの機会を通じて、障害の早期発見体制を整え、保護者に対する親子教室・育児相談・家庭訪問などによる相談体制の充実を図った。	B	今後も母子保健コーディネーター・地区担当保健師が中心となり、関係機関と連携し、早期発見、早期対応に努めます。	子育て相談課	30

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
16	障害の発生予防と早期発見・早期治療	障害を受けた初期の段階で、本人及び家族に対して、障害に係る各種サービスの紹介、心身の支援等を行う相談支援体制の充実を図ります。	発達相談会や専門職巡回相談を実施し、障害の早期発見・早期対応に努めた。必要に応じて関係機関との連携を行ったり、保護者や支援者に対して相談や情報提供を行ったりし、相談支援体制の充実に努めた。	B	今後も関係機関と連携し、早期発見、早期対応に努めます。	子育て相談課	30
			本人及び家族に対して、把握している各種サービス等の紹介に努めるとともに、より専門的な障害の相談に対応できる関係部署や関係機関へつないだ。	B	障害を受けた初期段階での相談に対応できるよう、各種サービスの把握に努めるとともに、マネジメント機能の強化を図る。	健康長寿課	30
			公立幼稚園・保育園長会、私立保育園長会において療育相談部会つばさクラブや、幼児相談支援室たんぽぽルームの紹介を行い、園からの参加を勧めていただいている。また、市福祉課・子育て相談課とも連携し、当該保護者に対する各種サービスについての情報提供を行った。	A	引き続き、啓発と療育相談活動を行うとともに、関係機関との連携を一層拡充していく。	学校教育課	30
			障害者手帳の交付を受けた方に対して、窓口で冊子を配布するなど各種サービスの案内を行い、相談機関として相談支援事業所の紹介を行っている。	A	新制度に対応して冊子など案内方法も見直し、相談支援事業所の紹介も積極的に行いたい。	福祉課	30
17	障害の発生予防と早期発見・早期治療	生活習慣病予防のため、各種健康診査を実施し、健康状態の確認を行うとともに生活習慣病を改善することで障害発生を未然にくい止められるよう各種保健事業の充実を図ります。	各種健康診査の受診率向上のため、SNSの利用や再勧奨はがきの送付により、受診勧奨を徹底するなど、その対策を強化した。また、生活習慣病の改善が必要な者に対しては、保健指導の充実を図った。	B	受診勧奨の徹底を図るとともに、申し込みや検診会場など受けやすい検診体制の整備を図り、受診率向上に努める。さらに、保健指導においても勧奨について検討し、生活習慣病予防対策を強化する。	健康長寿課	30

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
18	障害の軽減、補完、治療	障害を軽減し自立を促進するためには、療育及びリハビリテーション医療が重要な役割を果たしており、各種医療機関における療育・リハビリテーション医療実施体制の整備など、その一層の促進について働きかけます。	特に行っていない。	D	医療機関との連携を図っていききたい。	福祉課	31
19	障害の軽減、補完、治療	障害の軽減及び補完のため、自立支援医療費の給付、訪問審査、更生相談、補装具の交付及び修理、日常生活用具の給付等の充実を図ります。	訪問診査(巡回相談)の日程を広報で周知。相談支援事業所との連携により、情報提供が向上した。	B	今後も障害者(児)のため、障害者制度を周知していききたい。相談支援事業所との情報交換も深めていききたい。	福祉課	31
20	障害の軽減、補完、治療	精神疾患や精神障害については、誤解や偏見を取り除き、市民の精神障害に対する正しい理解と協力を求めるため、精神障害についての知識の普及に努めます。	窓口等で精神保健に関する正しい知識の普及に努めるほか、専門医師によるこころの健康相談を実施し、精神障害に悩んでいる市民に対して適切な対応に努めた。	B	窓口等で精神保健に関する正しい知識の普及に努めるほか、こころの健康相談を実施し、精神障害に悩んでいる市民に対して適切な対応に努める。	健康長寿課	31
			精神疾患や精神障害者に対する理解を深めるため、精神保健福祉ボランティア養成講座を毎年実施している。	B	今後も引き続き実施し、地域で生活する精神障害者が抱える生活のしづらさを理解し、障害とともに生きる社会・地域づくりを目指す。	福祉課	31
21	障害の軽減、補完、治療	精神障害者に対する相談機能の充実を図るため、専門相談員の確保に努めます。	障害者基幹型相談室に精神保健福祉士を配置し、専門性が求められる相談内容への体制の充実を図った。	A	継続して対応していききたい。	福祉課	31
22	障害の軽減、補完、治療	精神保健福祉に関する専門的な知識や相談能力の向上が図れるよう、各種研修等の受講により、相談員の資質向上に努めます。	各種精神保健の研修会に参加し、正しい知識や相談技術の習得を図った。	B	各種精神保健の研修会等の受講により、正しい知識や相談技術の習得を図るなど資質の向上に努める。	健康長寿課	31
			自立支援協議会の相談支援ワーキングにおいて、各相談支援事業所の相談員と情報・意見交換と資質向上に向けた研修会を実施。	B	引き続き障害者基幹型相談室を中心に相談員の質の向上を目指す。	福祉課	31

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
23	在宅福祉サービスの充実	重度の障害者が、地域社会の中で主体的な生活が送れるよう、ホームヘルプサービスや重度訪問介護、短期入所や日中一時支援事業などの施設整備の促進を図り、障害支援区分に応じたサービスを提供します。	主体的な在宅生活が可能になるよう複数のサービスや事業所を組み合わせた利用について、相談支援事業所と連携して進めている。	B	様々なサービスと事業所を組み合わせながら本人に最適な支援ができるよう相談支援事業所との連携を強化していきたい。	福祉課	32
24	在宅福祉サービスの充実	障害者の日常生活の利便性を確保するため、障害の程度・種別に合わせた補装具、日常生活用具などを給付し、その活用を促進します。	個別の相談に応じ、適切な補装具、日常生活用具を給付している。平成25(2013)年の法改正以降は難病者に対応した品目を追加した。	B	適切な補装具、日常生活用具の給付を継続し、日常生活の利便性が向上するようにする。	福祉課	32
25	在宅福祉サービスの充実	障害者の所得保障の制度として、特別障害給付金の充実及び特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当や心身障害者扶養共済制度等の充実並びに医療費の軽減は、障害者の生活の質や経済的自立に欠かせないものであり、制度の充実及び改善を国や県へ要望していきます。	障害児を監護している人を対象に国が支給している特別児童扶養手当について、認定請求の受付等の事務を実施(群馬県からの受託)する中で、適切な制度周知などに努めました。	B	今後も引き続き、関係法令等に則って、適正な事務執行を図ります。	子育て支援課	32
			重度心身障害者に対し、医療費個人負担分について助成を行っている(福祉医療費)。	B	持続可能な制度の構築のため県と調整し、実施していく。	医療保険課	32
			県内市町村担当者会議などの際、より多くの対象者把握や適正な給付を目指して、積極的に意見交換を行っている。	B	対象者の把握と合わせて、制度を利用している障害者の意見を聞き、国や県に伝えることができるよう努めていく。	福祉課	32
26	在宅福祉サービスの充実	障害者の生活支援の一環として、各種助成や税の減免及び控除、交通運賃料金の割引等の制度の活用について周知します。	定期的な広報への掲載、ホームページへの掲載のほかに、窓口来庁者に「障害者福祉制度の案内」の冊子をもとに説明している。	B	手続き漏れが生じないように、きめ細かな周知に努めていく。	福祉課	32

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
27	在宅福祉サービスの充実	県内では唯一の「市立点字図書館」の機能強化を図ります。点字図書及び録音図書のデジタル化を推進するとともに、全国ネットワークによる相互貸貸の活用及び生活情報等を積極的に点訳、音訳し、視覚障害者の情報環境の向上に努めます。	点字図書・録音図書は、点訳文化会・朗読奉仕会の協力により、現在も毎月新作を作成している。録音図書については市内利用者の録音図書再生機のデジタル化(CD図書)を平成26(2014)年度で完了し、テープ図書のCD化を進めている。	A	今後も引き続き継続し、点字図書・録音図書を作成していく。 今後は、デイジーシネマの研究をしていく。	福祉課	32
28	在宅福祉サービスの充実	市が実施主体である「地域生活支援事業」に定めた必須事業の、「相談支援」「意思疎通支援」「地域活動支援センター」「移動支援」「日常生活用具給付」「成年後見人制度利用支援」とその他事業の充実を図ります。	必須事業の適正実施を図った。	B	・地域活動支援センターの活用 ・移動支援事業の充実のため、支給基準について検討する。 ・意思疎通支援のため、手話通訳者や要約筆記者の派遣を充実させていく。	福祉課	32
29	施設福祉サービスの充実	施設から地域への移行について障害福祉計画に定めた目標達成に努めます。	地域移行が可能かどうか、施設または相談員から状況を確認している。地域移行した方については、施設の地域支援担当者や相談支援事業所等に繋いで支援している。	B	今後も施設等と連携を図り、地域への移行が可能な方に対して支援していく。	福祉課	33
30	施設福祉サービスの充実	在宅サービスを基本としつつ、施設サービスが望ましいと考えられる障害者については、障害の程度や希望に応じて、適切な施設への入所指導を進めます。	相談支援事業所、本人・保護者と協議し、障害の状況や本人及び家族の希望を考慮して、施設利用へと繋いでいる。	B	相談支援事業所等と連携を密にして、対応していく。	福祉課	33
31	施設福祉サービスの充実	社会福祉施設の円滑な運営と利用者の処遇向上を図るため、体制の充実や社会福祉法人が設置・運営する施設の育成及び指導に努めます。	自立支援協議会定例会で施設利用者の問題点や処遇困難事例等を検討する機会を設け、関係者で情報を共有し解決策を協議した。	B	今後も自立支援協議会定例会を利用し施設利用者の問題点や処遇困難事例等から「地域の課題」として解決策等の協議を行う。	福祉課	33

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
32	生活の場及び就労訓練の場の整備	生活の場としての、身体、知的及び精神障害者のためのグループホームなどの整備促進を図ります。	自立支援協議会において、必要性等に応じて、情報共有を図り社会資源の整備を検討。	B	今後もグループホームへの利用増が見込まれる。施設の協力が得られるよう情報提供をすることにより、連携を図っていく。	福祉課	33
33	生活の場及び就労訓練の場の整備	障害者が自らの意思で働き・活動できるよう、自立に向けて訓練する場として、自立訓練や就労継続支援・就労移行支援等の通所施設の整備促進・支援を行います。また、福祉的就労から一般就労・在宅就労への移行が効果的に進むよう、福祉と雇用施策の連携強化を図ります。	県が実施する就労に向けた職業訓練について、ホームページを活用するなど、周知に努めている。	B	県などが実施する施策の周知を図り、障害者の就労を推進してまいりたい。	商工振興課	33
			自立支援協議会の就労支援部会において企業見学等を開催し、障害者の一般就労に向けた雇用拡大への取組を図った。	B	今後も関係機関と連携を密にして指導・支援をしていく。また、就労についても、施設や障害者就業・生活支援センターと連携してより一層の支援をしていく。	福祉課	33
34	早期支援と保育の充実	0歳からの早期対応の充実を図る観点から、幼稚園・保育所において、受入可能な心身障害児については、その受け入れの推進並びに促進に努めます。また、その受け入れにあたっては、社会への適応力を伸ばし、望ましい発達を促進するため、関係機関の協力を得ながら、保育士等の研修の充実、保育所・幼稚園機能の強化、障害をもたない園児・子どもとの交流を図りながら早期支援と保育の充実を図ります。	市立幼稚園において障害の有無にかかわらず、幅広く入園を受け入れている。幼児相談支援室たんぽぽルーム、県立桐生特別支援学校、県立あさひ特別支援学校、子育て相談課と連携し、巡回相談や幼児への支援方法の職員研修を行っている。	A	引き続き、職員の研修を行い、障害のある幼児とない幼児の双方にとって有意義な交流活動が行われるようにしていく。また、医療的ケアを必要とする幼児の受け入れ態勢についてガイドラインを作成し、広く利用者に周知していく。	学校教育課	34
			入園の相談に来た際は、状況を十分に聞き取り、適切な施設を案内し、円滑な入園に努めました。	B	今後も継続して受け入れの推進並びに促進を図ります。	子育て支援課	34

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
35	早期支援と保育の充実	地域と保健・医療・福祉・教育など各分野との連携を深め、未就学児について早期から相談や支援が受けられる体制を整備するとともに、適切な療育方法や福祉的支援についての情報提供・療育相談体制の強化・支援体制の充実などを図り、日常生活の向上を図ります。	子育て世代包括支援センターを中心として情報収集に努め、子ども家庭総合支援拠点とともに毎月開催される連携会議にて情報を共有し、障害(疑い)を把握した未就学児に対して、早期から相談や療育支援が受けられるよう体制を整え、生活の向上を図った。	B	今後も子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点、関係機関等が互いに連携し、早期対応・支援に努めます	子育て相談課	34
			療育相談事業つばさクラブにおいては、幼児相談支援室や県立桐生特別支援学校、県立あさひ特別支援学校、子育て相談課と連携して、発達の気になる幼児の保護者とともによりよい支援方法について考えたり、福祉サービスにかかる情報提供を行ったりしている。	A	引き続き、啓発と療育相談活動を行うとともに、関係機関との連携を一層拡充していく。	学校教育課	34
			平成27(2015)年度に子ども発達相談室を開設し、障害のある子どもについての相談窓口となるとともに、保健・医療・福祉・教育の各分野との連携を図った。 平成28(2016)年度に障害児等へ切れ目のない支援を行うため、情報共有としてのシステムを導入した。	A	平成29(2017)年度には子ども発達相談室の業務が子育て相談係に移管となったが、今後も各関係機関と情報の共有を図り、日常生活の向上に向けた支援をしていく。	福祉課	34
36	早期支援と保育の充実	在宅の心身障害児に対して、集団療育の充実を図るとともに、地域子育て支援センターとの連携を強化し、就学前の子育て支援の充実を図ります。	子育て世代包括支援センターと地域子育て支援センターと連携し、未就園児に対する支援に努めました。	B	子育て世代包括支援センターと地域子育て支援センターと引き続き連携し、未就園児に対する支援の充実を図ります。	子育て相談課	34

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
			子育て世代包括支援センターと連携し、集団療育の必要な子どもを把握、親子教室を定期的に行い、在宅の心身障害児への療育の充実に努めた。	B	引き続き、在宅の心身障害児(疑い)に対して、集団療育一端を担う親子教室の充実を図る。		34
			他課と連携し、発達の気になる幼児をもつ保護者に対して療育相談事業つばさクラブへの参加や就学相談を勧めることで、未就園の幼児が就学前に集団生活を体験するきっかけを作ることができる。	A	引き続き、他課と連携し、在宅の発達の気になる幼児を把握し、つばさクラブへの参加や就学相談を促していく。	学校教育課	34
			子育て相談課と連携し、支援が必要な子どもへの福祉サービス等の利用を促進した。	A	今後も継続して関係各課と連携していきたい。	福祉課	34
37	学校における福祉教育等の充実	障害をもたない児童・生徒のやさしい思いやりと福祉の心を育むために、学校教育のあらゆる場において福祉教育を取り入れるとともに、小・中・高等学校の社会福祉協力校の実践を参考に、障害をもった人たちに対する思いやりの心を育てる教育の推進に努めます。	各校の総合的な学習の時間においては、介護等体験や車椅子体験、ポッチャ体験等の体験活動を通して障害のある人への気持ちやバリアフリーについて考える学習を行っている。また、市内小・中・義務教育学校が社会福祉協力校として積極的な取組を行っている。	B	引き続き実施していく。	学校教育課	34
38	学校における福祉教育等の充実	小・中・高校生に対して、市社会福祉協議会が主催し、夏休みに実施するボランティアスクールを始め、福祉体験学習の充実を図ります。	社会福祉協議会において、夏休みに高校生を対象にしたボランティアスクールを実施している。社会福祉協議会が福祉体験学習の依頼を学校から受け、ボランティア団体の協力を得ながら実施している。	B	継続的实施	福祉課	35

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
39	学校における福祉教育等の充実	各種研修会を充実させ、専門的な知識や指導力の向上が図れるよう、教員の資質向上に努めます。	幼保小連携推進地区別会議、教育研究所において研修会を行い、障害に対する教職員の理解を促す取組を行っている。	B	引き続き、児童生徒への指導のヒントとなるよう、より具体的な内容を含む研修にしていく。	学校教育課	35
40	学校における福祉教育等の充実	特別支援学校・特別支援学級と通常の学級・地域社会との様々な交流活動を行い、相互理解を深め、思いやりの心を育てるよう、啓発運動や交流教育をさらに進めます。	市内全ての小・中・義務教育学校において、障害のある児童生徒との交流及び共同学習や障害者との交流が行われている。また、コロナ禍を経て特別支援学校児童生徒との居住地校交流が再開された。	A	特別支援学校児童生徒と小中学校児童生徒との居住地校交流がより積極的に行われるよう、啓発を行っていく。	学校教育課	35
41	特別支援教育の充実	一人ひとりの障害の内容や特性、教育的ニーズに対応した就学・進路指導を進めるとともに、それらに応じた教育課程の編成や個別の指導計画作成を進め、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力を育て、障害児の社会的自立を図ります。	各校からの相談に応じている。また、東部教育事務所や県立桐生特別支援学校、県立あさひ特別支援学校、県立盲学校・県立聾学校と連携して、園小中学校等サポート事業訪問相談を実施し、各校園に対して継続的な相談活動を行っている。	A	引き続き、東部教育事務所や県立桐生特別支援学校などと連携を図り、具体的なアドバイスを伝えるようにしていく。	学校教育課	35
42	特別支援教育の充実	特別支援コーディネーターを中心に、校内支援委員会の機能の充実を図り、関係諸機関との連携を深めて、障害の早期把握や支援体制の整備に努めます。	教育研究所において研修会(教育支援担当者講座、特別支援教育講座、心理テストテスター研修)を行い、障害の早期把握や支援体制の整備に関する研修を行っている。	B	より教員のニーズに応じた研修内容となるよう、充実を図っていく。	学校教育課	35
43	特別支援教育の充実	特別支援教育に関する専門的な知識や指導力の向上が図れるよう、各種研修会を充実させ、職員の資質向上を図ります。	教育研究所において研修会を行ったり、子育て相談課主催の研修会への参加を奨励したりして、職員の資質向上に関する研修を実施している。また、教育研究所にて特別支援教育充実班を組織し、通常の学級の支援充実を研究している。	A	より教員のニーズに応じた研修内容となるよう、充実を図っていく。	学校教育課	35

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
44	特別支援教育の充実	通常の学級と特別支援学級の児童生徒並びに特別支援学校の児童生徒と居住地にある学校との交流及び共同学習をさらに進めます。	市内全ての小・中・義務教育学校の学校において、障害のある児童生徒との交流及び共同学習や障害者との交流が行われている。	A	特別支援学校児童生徒と小中学校児童生徒との居住地校交流がより積極的に行われるよう、啓発を行っていく。	学校教育課	35
45	特別支援教育の充実	障害をもつ生徒が義務教育終了後も将来の目標や生きがいを持ち、自立した社会生活を営むことができるよう、福祉機関や教育機関・労働機関などとの連携強化に努めます。また、障害を持つ生徒やその保護者に対し、継続的に支援が行えるよう、長期的な展望に立った指導の充実に努めます。	自立支援協議会こども療育支援部会にて、県立渡良瀬特別支援学校の担当と生徒の情報交換を行ったり、就労支援する機関との連携を図ったりしている。	B	引き続き、市民及び各校への啓発を行っていく。	学校教育課	35
			県が実施する障害者の就労に向けた訓練等について、ホームページなどを活用して周知に努めている。	B	関係機関と連携を図りながら、障害者就労に関する事業をサポートしてまいりたい。	商工振興課	35
			相談支援事務所と連携し、適正な福祉サービス支援の決定、給付を行った。	B	これからもより一層、適切な支援ができるよう関係機関と連携を図っていく。	福祉課	35
46	特別支援教育の充実	市立特別支援学校や小中学校に設置している特別支援学級において、障害の程度や発達段階、個別の教育ニーズに応じた適切な教育が受けられるよう、教材教具の充実と指導方法の工夫・改善、施設・設備の整備及び必要に応じた改善に努めます。 ※平成29(2017)年度から特別支援学校は県へ移管	指導主事訪問や県立桐生特別支援学校の専門アドバイザーが地域支援として市内各校を訪問し、障害のある子が適切な教育を受けられるよう、よりよい支援やアセスメントについて具体的な助言を行っている。	B	引き続き、児童生徒の実態に合わせた指導について助言を行っていく。	学校教育課	35

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
			次のとおり施設・設備の整備を実施し、教育環境の改善に努めた。平成24(2012)年度は、西小学校のトイレ改修、神明小学校のトイレ改修とエレベーター改修、相生中学校のエレベーター改修、川内中学校のエレベーター改修を実施。平成26(2014)年度は、桜木中学校のスロープ、手摺等設置、境野小学校のトイレ改修、新里中央小学校のエレベーター改修を実施。平成28(2016)年度は、川内小学校の車椅子用スロープ設置、神明小学校の階段室に手摺を設置、新里中学校のエレベーター改修とコンテナ室スロープ設置を実施。	B	就学前の児童・生徒の状況を確認するうえで、必要に応じた対応を図っていきたい。	教育総務課	35
47	特別支援教育の充実	特別支援学校等の放課後、学齢期にある心身障害児に対し、集団活動や社会適応訓練を行い、家庭・学校・企業等、地域社会が一体となってその主体性・社会性を育成し自立の促進を図ることを目的とした集団療育を推進するとともに、小学校区ごとに実施している放課後児童クラブについても、障害児の受け入れを促進します。	<p>国の障害児受入推進事業を活用する中で、障害の有無に関わらず保育を必要とする全ての放課後児童を受け入れることができる体制を確保した。</p> <p>平成24(2012)年度の児童福祉法の改正により放課後等デイサービスができ、サービスの利用の促進を図った。</p>	B	今後も引き続き、住む地域、学年及び障害の有無等にかかわらずあらゆる放課後児童を受け入れることができる体制を確保します。	子育て支援課	35
				B	これからも、満足のいく利用ができるよう努力していく。	福祉課	35
48	障害者の職業的自立の促進	公共職業安定所、県障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等との連携の強化と、障害者雇用連絡会議等への積極的な参加・協力を行い、障害者の特別相談・巡回職業相談や就業訓練を活用できるよう支援体制を整えます。	県や労働機関等と連携を図る中で、県が実施する就業訓練などの事業について、ホームページ等を活用して周知に努めている。	B	関係機関と連携を図る中で、県の施策等について周知するなどし、障害者の就業訓練を推進してまいりたい。	商工振興課	36

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
			年1回、ハローワーク主催の障害者雇用連絡会議が開催されているので参加し、支援体制について検討してきた。	B	今後もハローワークや障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所等と連携を図り、支援体制を整える。	福祉課	36
49	障害者の職業的自立の促進	障害の内容や程度により、一般企業で働くことができない障害者や、作業能率などにかかわらず生活訓練の一環として福祉的な就業を希望する障害者、人間関係を育みながら継続して通うことができる場所を求めている障害者などに対し、地域活動支援センターの活用に努めます。	必要と思われる方に、福祉課の窓口や相談支援事業所で、地域活動支援センターの情報を伝え、相談に応じ、より多くの障害者が利用できるように努める。	B	障害者就業・生活支援センターや相談支援事業所と連携を図り、福祉的な就業を希望する障害者が円滑に地域活動支援センターを利用できるよう支援を継続する。	福祉課	36
50	障害者の職業的自立の促進	「就労移行支援」や「就労継続支援」等、目的に沿ったサービスの利用を進めます。	相談支援事業所と連携を図り「就労移行支援」「就労継続支援」等のサービス利用を促進した。	B	今後も継続していきたい。	福祉課	36
51	障害者雇用機会増大の促進	障害者の採用について、企業に法定雇用率達成の指導を進め、雇用機会の拡大を図ります。	障害者雇用率について、ホームページを活用するなどし、事業主に対して国制度の周知を図っている。	B	引き続き広報やホームページを活用し、ハローワークと連携しながら制度の周知を図ってまいりたい。	商工振興課	36
			自立支援協議会就労支援部会で、企業訪問及び見学会を実施。雇用に関する情報交換を行い、雇用拡大を依頼している。	B	自立支援協議会就労支援部会での活動を継続する。	福祉課	36
52	障害者雇用機会増大の促進	自立のための就労を促進し、公共職業安定所等関係機関との連携を図り、地域自立支援協議会を活用し、障害者の雇用機会の拡大を図ります。	・自立支援協議会就労支援部会ではハローワーク、障害者就業・生活支援センターの担当者がメンバーとなり雇用機会の拡大について協議、検討を行っている。 ・事業主に、障害者雇用に関する相談窓口のパンフレットを配布し周知をした。	B	相談支援事業所、障害者就業・生活支援センターと連携を密にし、就労に関する支援を行う。	福祉課	36

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
53	障害者雇用機会増大の促進	就職を希望する障害者に対しては、公共職業安定所への紹介を推進します。	障害者就業・生活支援センターへの相談を勧め、その後、ハローワークへの登録を行っている。	B	相談支援事業所、障害者就業・生活支援センターと連携を密にし、就労に関する支援を行う。	福祉課	36
54	雇用促進の啓発活動の充実	障害者の雇用については、国や県の関係機関と連携して、「障害者雇用支援月間(9月)」を中心に、広報紙などを利用して雇用支援活動に努めます。	障害者雇用について、ホームページを活用するなどし、雇用促進を図っている。また、県が実施する障害者雇用に関する事業についても周知に努めている。	B	広報やホームページを活用するとともにハローワーク等と連携を図り、周知してまいりたい。	商工振興課	37
55	雇用促進の啓発活動の充実	事業主に対して、障害者の採用における、優遇措置や各種助成制度の活用について周知し、雇用の促進を図ります。	ハローワークと連携して制度の周知に努めている。	B	引き続きハローワークと連携して、制度の周知に努めてまいりたい。	商工振興課	37
56	雇用促進の啓発活動の充実	知的障害者を自己のもとに預かり、または自己のもとに通わせて保護し、その性格・能力に応じ、独立生活に必要な知識や技術の指導・教育を行う「知的障害者職親委託制度」については、新たな職親の開拓や職親との関係強化等、制度充実を図るとともに、制度の活用について周知に努めます。	平成28(2016)年度に1者、職親登録したが利用はない。	B	障害者就業・生活支援センター等と連携を図り、制度の周知を図っていく。	福祉課	37
57	文化・スポーツ活動の充実	地域社会との交流や理解を深めるため、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動への障害者への参加を促進します。	心身障害者関係団体連絡協議会主催で開催される障害者作品展を広報に掲載し、市民への周知を行っている。	B	地域住民との交流が図れるよう支援を行う。	福祉課	38
58	文化・スポーツ活動の充実	参加者の年齢・障害の程度に応じたスポーツ・レクリエーション教室の開催等、障害者がスポーツに親しむ機会の提供に努めます。	・県等で開催されるスポーツ・レクリエーションに関する情報提供を社会福祉協議会を通じ実施している。 ・社会福祉協議会で、障害者のスポーツ体験学習を開催。	B	継続実施	福祉課	38

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
59	文化・スポーツ活動の充実	障害者が文化活動やスポーツ活動に積極的に参加できるよう、コミュニケーションの手段の確保と指導員の確保に努めます。特にスポーツ指導者を養成・確保する場合は、障害者の特性に応じた指導方法の促進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者が地域の文化活動に参加できるよう、文化関連施設に思いやり駐車場を増設した。また、施設内案内表示などをわかりやすいものに変更した。 ・市民文化会館4階女子トイレの修繕に伴い2か所和式から洋式に交換した。市民文化会館主催事業の中で、年齢、障害の有無にかかわらず誰もが楽しめるコンサートを実施した。障害者施設利用者の作品の展示、販売を実施した。 	B	引き続き、障害者が作品を鑑賞したり、発表したりする環境を整えることに努め文化活動を支援する。	スポーツ・文化振興課	38
			<ul style="list-style-type: none"> ・障害者団体の依頼により「生き生き出前講座」を活用し、「スマイルボウリング」や「ポッチャ」の講座を実施した。参加者のルールに対する理解や技能の差により、ルールを変更するなど、臨機応変に対応しながら、全てを補助するのではなく、係分担し、各自ができることに取り組み、楽しく活動できるよう工夫した。【スポーツ・文化振興課】 ・県労働政策課主催の障害者雇用セミナーに定期的(年9回)に参加し、スポーツ施設として障害者と共に働ける環境作りに取り組んでいる。 ・資格取得者によるスポーツ指導実績(※～平成28(2016)年度) <ol style="list-style-type: none"> 1. 桐生みやま園(体力測定等) 2. 特別養護老人ホーム(筋力トレーニング等) 3. 社会福祉協議会(水泳指導) 	B	<ul style="list-style-type: none"> ・各種スポーツイベントや出前講座等の周知を図り、健常者も障害者も、ともに楽しむことのできるスポーツ環境の整備に努める。【スポーツ・文化振興課】 ・昨年度と同様に障害者雇用セミナーを中心として、障害者についての認識を深め、障害者への合理的配慮を徹底していく。【スポーツ・文化事業団】 	スポーツ・文化振興課	38

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
			指導員の確保は未実施	C	指導員、スポーツ指導者の養成、確保については、県と連携を図り、情報提供や、支援を受ける。	福祉課	38
60	文化・スポーツ活動の充実	各種スポーツ施設・設備の整備改修を進め、障害者のスポーツ推進のための諸条件整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民体育館の改築においては、障害者対応トイレや車椅子用観覧席の設置を行うほか、誘導用ブロックの設置を行った。また、施設全体をバリアフリー設計とし、エレベーターの設置を行った。 ・陸上競技場の改修においては、障害者対応トイレや車椅子用観覧席の設置を行うほか、誘導用ブロックの設置を行った。【スポーツ・文化振興課】 	B	・必要に応じて各種スポーツ施設・設備の整備改修を行う。【スポーツ・文化振興課】	スポーツ・文化振興課	38
61	社会参加支援の充実	障害者が様々な社会活動に参加しやすいよう、意思疎通支援事業の充実や、介護給付における行動援護・重度訪問介護及び同行援護、また、地域生活支援事業における移動支援事業等の効果的運用に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者への意思疎通支援事業として手話通訳、要訳筆記派遣事業を実施している。 ・社会参加のためのサービス利用について、個々のニーズに対応したサービス支給決定及び給付費の支給をしている。 	B	聴覚障害者へ意思疎通支援事業の周知を図り、社会参加を促進する。社会参加のための移動支援事業について、適正利用を推進する。	福祉課	39
62	社会参加支援の充実	障害者の文化活動や芸術活動を支援し、活動の場を充実するように努め、社会参加の促進を図ります。	市障害者作品展開催の支援、県障害者作品展の周知を行うなど、参加の支援を行った。	B	継続実施	福祉課	39
63	社会参加支援の充実	地域住民の障害者に対する理解と協働意識を育む啓発に努め、それらの活動に障害者が地域住民の一員として共に参加できるよう働きかけを行います。	障害者が地域住民の理解を得て地域住民の一員として活動に参加できるよう、障害者を受け入れる側として働きかけを行いました。	B	今後も障害者が利用者の一員として地域住民とともに活動に参加できるよう、対応を続けていきます。	生涯学習課	39
			広報において障害への理解啓発を図った。	B	広報において障害への理解啓発を図った。	福祉課	39

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
64	社会参加支援の充実	各公民館事業、ボランティア養成講座等の実施にあたっては、生涯学習的観点のみにしぼられず、福祉学習の機会としての充実にも努めます。また、ボランティア団体等との連携を強化し、学習の成果を生かせる場の確保に努めます。	公民館では、講座等において多くのテーマを選んで実施していますが、令和2(2020)年～4(2022)年はコロナ禍で多くの事業が中止となりました。また、公民館を中心として、地域のボランティア団体との連携を図り、利用者の学習の成果を生かせる場の確保・提供に努めました。	C	公民館事業において、講座等に福祉の学習もテーマの一つとして検討し、他の利用者との調整も行いながら学習の成果を生かせる発表の場所の確保・提供を行います。	生涯学習課	39
			社会福祉協議会において、学校等へのボランティア教室活動の派遣を行っている。	B	ボランティア団体等との連携を図り、活動内容を周知し、学習の成果を生かせる場の確保に努めたい。	福祉課	39
65	基盤整備	障害者や高齢者、子どもまで誰もが安心して快適に歩けるよう、ユニバーサルデザインを導入し、歩道の広歩道化とグリーンベルト設置、電線の地中埋設化など、景観にも配慮したゆとりある道づくりを進めます。	都市計画道路「幸橋線・赤岩線・本町線(新桐生駅前広場整備)」において、群馬県と連携し道路整備を進めるなかで、歩道空間の確保、電線地中化を実施している。なお、本町線・幸橋線の事業は完了し、赤岩線の事業は進行中である。	B	道路整備は群馬県が事業主体として実施し、連携しながら事業を推進しているため、誰もが安心して快適に歩けるような整備を実施していきたいと考えている。	都市計画課	40
			歩道空間の確保については、公共施設等を中心として、事業を実施中です。	B	歩道空間の確保につきましては、引き続き公共施設等を中心として、事業を実施していきたいと考えております。また、電線の地中化については、緊急輸送路線を中心に今後、検討していきたいと考えております。	土木課	40
66	基盤整備	歩行者及び自転車等の動線に即した歩道・自転車道やコミュニティ道路を整備し、生活環境の向上と安全性の確保に努めます。	錦琴平線の整備を実施し、歩行空間の確保を実施している。	C	錦琴平線整備では、安全性の確保に努めていきたい。	都市計画課	40

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
			区画線設置工事、防護柵設置工事等にて生活環境の向上、安全性の確保を行っています。	B	施工箇所の検討を行う中で、安全性の確保に努めていきたいと考えております。	土木課	40
67	基盤整備	視覚障害者のため、誘導ブロックの整備を計画的に拡大するとともに、歩行の安全確保や標識の整備を図り、目的地へ安心して行ける道の整備に努めます。	都市計画道路「幸橋線・赤岩線・本町線(新桐生駅前広場整備)」及び錦琴平線の道路整備を進めるなかで、誘導ブロック等の整備を実施している。なお、本町線・幸橋線の事業は完了し、赤岩線・錦琴平線の事業は進行中である。	B	道路整備の進捗に合わせ計画的に誘導ブロックの整備を行い、歩行の安全確保に努めていきたいと考えている。	都市計画課	40
			宮本町一丁目地内 中島接骨院付近点字ブロック 5.4㎡(60枚) 等要望箇所を随時実施しています。	B	設置要望あった際に現地調査を行い検討していきたいと考えております。	土木課	40
68	基盤整備	各種公園・緑地の整備にあたっては、障害者や高齢者、子どもまで誰もが安全に利用できるデザインで行い、市民の心身の健康増進や憩いと交流の場の確保に努めます。	桐生が岡公園内にある動物園及び遊園地のトイレをバリアフリートイレとして改修した。動物園レッサーパンダ舎の新築、吾妻公園展望デッキの改修では、一部バリアフリー化したことにより、誰もが快適に利用できる公園の確保に努めた。	B	公園・緑地の老朽化した施設の改修や更新の際は、より多くの障害者や高齢者・子どもが安全に利用できるよう整備を進めていく。	公園緑地課	40
69	基盤整備	新設店舗や施設の建設・建替にあたっては、バリアフリー化とユニバーサルデザイン化について指導・促進します。	建築確認申請の際、主として高齢者・障害者が利用する一定規模以上の施設については、バリアフリー法に基づき基準への適合を指導している。また、人にやさしい福祉のまちづくり条例については、周知を行い、届出を促している。	B	主として高齢者・障害者が利用する一定規模以上の施設については、バリアフリー法への基準適合義務があり、今後も建築確認申請の際には指導を行い、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の促進につなげていく。	建築指導課	40

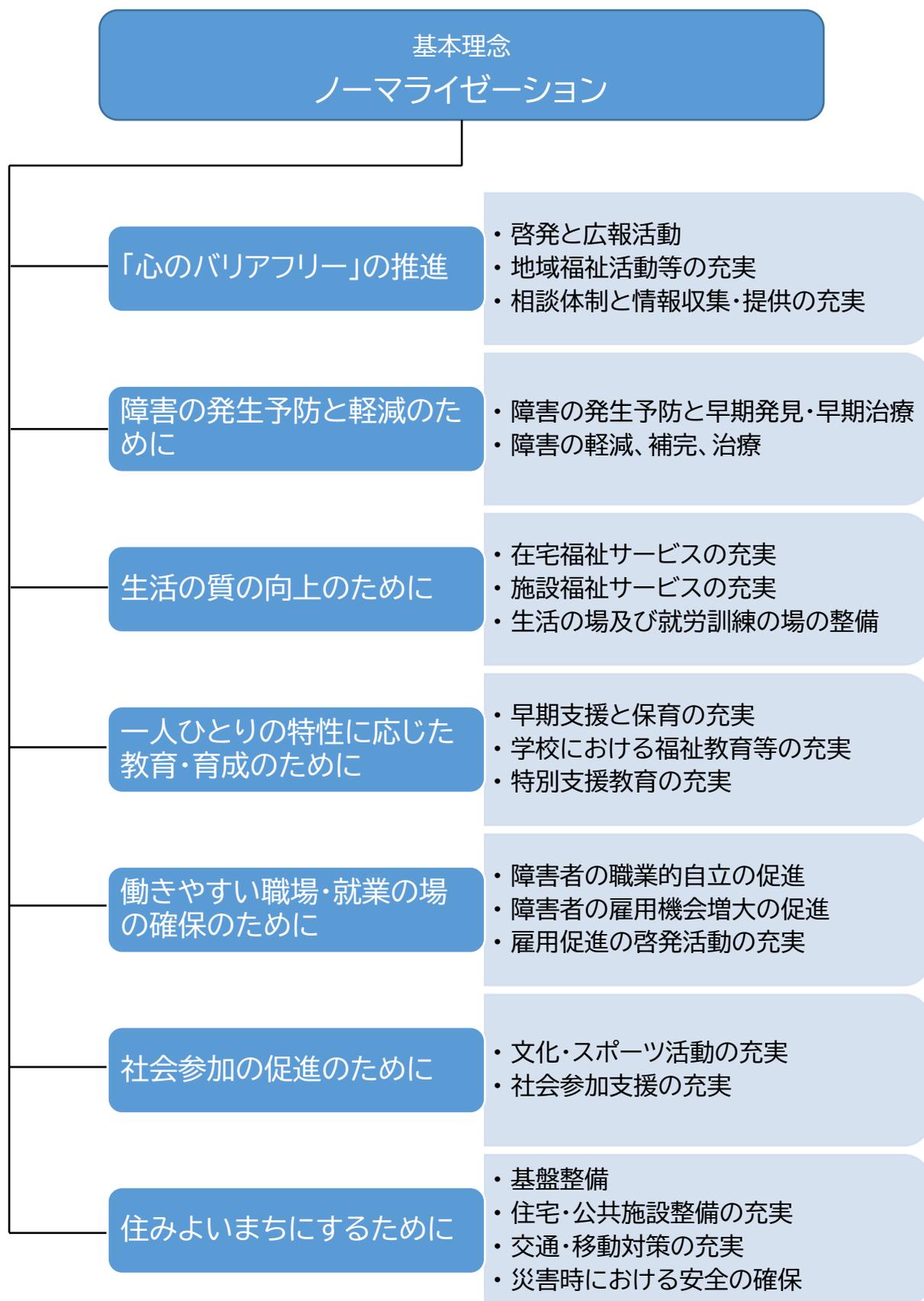
No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
70	住宅・公共施設整備の充実	新規に建設する市営住宅については、住宅内の段差解消、便所・浴室・玄関への手すりの取り付け、共有部分の階段・廊下への手すりの取り付け、屋外通路の段差解消を行います。	平成30(2018)年に建設した水沼定住促進住宅については、玄関部分へのスロープの設置や便所・浴室・玄関へ手すりの取り付けなど、障害者や高齢者等の利便性や安全性に配慮した。	B	今後も建設を実施する際には、障害者や高齢者等の利便性や安全性に配慮したい。	建築住宅課	41
71	住宅・公共施設整備の充実	公共施設の建設にあたっては、出入り口や廊下の幅を広くとり、エレベーターや便所については、障害者や高齢者・子どもの誰もが円滑に利用できる形態にするなど、ユニバーサルデザイン化等について、可能な限り配慮します。	事業期間内に建設した各施設、また、現在建設中の新本庁舎についても、障害者計画施策で示すユニバーサルデザイン化等に可能な限り配慮している。	B	今後も、公共施設の建設にあたっては、ユニバーサルデザイン化等について可能な限り配慮したい。	建築住宅課	41
72	住宅・公共施設整備の充実	地域で自立した社会生活を送りたいと希望している障害者に対する住宅確保のため、グループホーム等の整備促進と、住宅改造費用の助成に関する周知に努めます。	グループホーム等整備促進については、事業所に働きかけを行っている。住宅改造費用については、ホームページや「障害者福祉制度の案内」の冊子等で周知を行っている。	B	継続して周知を図りたい。	福祉課	41
73	交通・移動対策の充実	障害者や高齢者に配慮した公共交通施設の整備について、設備改善に努めるよう関係機関に働きかけるとともに、停留所の整備や路線バスのより利便性と効率性の高い運行体系を目指します。	・令和5(2023)年9月現在、全13台中11台(予備車2台以外の全車両)がノンステップ車両となっている。(路線バス) ・令和4(2022)年3月19日に東武新桐生駅のバリアフリー化設備が供用開始となった。	A	令和5年度中にノンステップ車両1台を導入し、全13台中12台がノンステップ車両となる。引き続きノンステップ車両への更新を行っていく。	交通ビジョン推進室	41
74	交通・移動対策の充実	公共施設及び民間施設における障害者用駐車場の確保と、思いやり駐車場の周知及び適正利用についての啓発活動を行います。	事業期間内に建設した各施設、また、現在建設中の新本庁舎の駐車場についても、障害者用駐車場の確保等に努めている。	B	今後も、公共施設の駐車場整備にあたっては、障害者用駐車場の確保等に努めたい。	建築住宅課	41

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
			建築確認申請の際、主として高齢者・障害者が利用する一定規模以上の施設については、バリアフリー法に基づき、障害者用駐車場の基準適合を確認している。	B	主として高齢者・障害者が利用する一定規模以上の施設については、バリアフリー法への基準適合義務があり、今後も建築確認申請の際には、障害者用駐車場の確保について、指導をしていく。	建築指導課	41
			思いやり駐車場利用証制度の案内をホームページ・広報や障害者手帳交付時に「福祉制度の案内」で周知を行っている。	B	継続して周知を図りたい。	福祉課	41
75	交通・移動対策の充実	視覚障害者や車椅子を使用する人にとって、歩道上などの放置自転車は大きな障害物であるため、放置自転車防止のための啓発活動を積極的に推進します。	市道上に放置自転車を確認した際には、2週間程度で撤去する旨の周知期間を設けた後に撤去処分をしました。	A	放置自転車の台数減少に向けて、パトロールの実施やホームページ上での啓発をしていきたいと考えております。	土木課	41
			平成28(2016)年、障害者差別解消法制定により庁内職員へ理解啓発を図った。合理的配慮として、環境課による放置自転車防止についても協力を依頼。	C	継続的に行う。	福祉課	41
76	災害時における安全の確保	聴覚・言語障害者用緊急ファクシミリを受信した場合には、即座に的確な対応が取れるよう、体制強化に努めます。	従来のファクシミリでの受信のほか、メールと比較し、より簡単に緊急通報を行えるよう、NET119(登録制)を導入し、システム強化を図っています。 また、ホームページや広報紙に利用方法について掲載する等、周知を図っています。	A	特にNET119を主とした広報を継続するとともに、確実かつ迅速な緊急車両出動を行えるよう、工夫、研究をしていく。	消防本部	41

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
77	災害時における安全の確保	地域防災計画に基づき、障害者のために災害発生時に迅速な避難誘導が行われる防災ボランティアの体制強化に努めます。	要配慮者の避難誘導等について、地域ぐるみで活動できるように、自主防災組織や自治会等に対して、出前講座等で防災に関する啓発を実施している。 また、指定避難所ごとに避難所運営委員会の設置を促し、要配慮者の避難生活支援体制について整備を図っている。	B	災害時に特に配慮を要する方々の避難誘導や避難生活の支援について、地域ぐるみで活動できるように、自主防災組織や自治会、避難所運営委員会等に対して防災に関する啓発を実施していく。	防災・危機管理課	41
			民生委員の協力を得て、避難行動要支援者名簿を作成し、区長、町会長、民生委員に配付している。	B	避難行動要支援者名簿を地域で有効活用し、避難誘導できるように関係課、関係機関と連携を図っていく。	福祉課	41
78	災害時における安全の確保	障害者自身が事故などを未然に防ぐことも重要であることから、防災訓練などへの積極的な参加を促し、事故回避力と防災意識が向上するように努めます。	新型コロナウイルス感染拡大に伴い自衛消防訓練等の出向は行っていなかったが、5類に移行した後は、福祉施設等の自衛消防訓練において、防災講話を行うとともに、避難訓練などへの積極的な参加を通じ、事故回避力と防災意識が向上するよう努めている。	C	福祉施設等の自衛消防訓練において、防災講話を行うとともに、避難訓練などへの積極的な参加を通じ、事故回避力と防災意識が向上するよう努める。	消防本部	41
			総合福祉センターの避難訓練に利用者として参加していただき、防災意識の向上を図っている。	B	障害者の防災意識向上を図るため、関係機関と連携を図り、普及啓発を行う。	福祉課	41
79	災害時における安全の確保	災害時等の聴覚・言語障害者のコミュニケーション支援のため、消防署・警察署に手話通訳者・要約筆記者の登録者名簿を備えます。	手話通訳者・要約筆記者の緊急名簿を消防・警察署・病院・市・各支所へ配置。	B	毎年度名簿の更新を行い、緊急名簿の配置先に名簿の有効活用について指導していきたい。	福祉課	41

No.	計画施策	内容	実施状況	達成度	今後の対応予定	担当部署	計画頁
80	災害時における安全の確保	障害者等が災害時等における支援を地域中で受けられるようにするための制度を整備することにより、障害者等が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ります。	避難行動要支援者名簿の作成及び整備を行い、自治会や民生委員、消防団等に名簿を提供した。	B	避難行動要支援者名簿の整備とともに、災害対策基本法改正により市町村の努力義務となった「個別避難計画」について、要支援者ごとの作成を進めていく。	福祉課	42

第3節 各種施策の具体的方策について



1 「心のバリアフリー」の推進

(1)課題

障害を持つ人も持たない人も、全ての人々が互いに理解し合い、助け合い、平等に生活する社会を築くためには、行政側が施策を実施してだけでなく、全ての住民が、障害を取り巻く問題を自分自身の問題として捉え、障害及び障害者に対して正しく理解し、“心の壁”を取り除くことが必要です。

近年では、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合う「心のバリアフリー」(「ユニバーサルデザイン2020行動計画」よりの)概念が提唱されています。そのポイントとしては、①障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること、②障害のある人及びその家族への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること、③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、全ての人々が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うことの3つが挙げられています。

これまで、社会福祉協議会や障害者団体等との連携を図り、相互理解を深めるための広報・啓発活動を推進してまいりましたが、引き続き、障害に関するイベントや体験学習などを通じ、障害に対する理解を深めるための機会を提供することや、障害者と健常者との交流を促進していくことが重要と考えられます。

(2)具体的方策

※かっこ内は市における関係部署

① 啓発と広報活動

◇障害者に対する正しい理解を身に着けるための広報・啓発活動は、障害者施策の重要な柱であり、障害者や特別支援教育への理解を深め、障害者雇用の促進を図るため、「広報きりゅう」などの広報媒体や各種行事等を活用した積極的な広報・啓発活動を進めるとともに、視覚障害者に対しては、点訳文化会や朗読奉仕会の協力を得ながら、点字図書館と連携し、「点字の広報」や「声の広報」等の充実に努めます。(福祉課)

◇「障害者週間(12月3日～9日)」、「知的障害者福祉月間(9月)」、「障害者雇用支援月間(9月)」、「人権週間(12月4日～10日)」などの障害者福祉に関する各種活動の周知を図り、障害に対する市民の理解を深めます。(福祉課・商工振興課)

◇各種啓発事業への参加や福祉情報誌の発行など、社会福祉協議会及び桐生市地域自立支援協議会と連携して、障害及び障害者に対する正しい理解を深めます。(福祉課)

◇障害者問題に対する理解を促進するため、地域住民等の理解を深める福祉講座や講演・障害体験学習会の開催など、その充実に努めます。(福祉課)

② 地域福祉活動等の充実

◇福祉活動を中心としたボランティア組織づくりが活発になるよう、ボランティア養成講座などへの参加を呼びかけ、支援していきます。併せて、住民が主体となって組織したボランティア団体に、地域住民、さらには障害者自身が気軽に参加できるよう、その活動支援策を社会福祉協議会と連携して推進します。(福祉課)

◇手話通訳、要約筆記、点訳、朗読奉仕といった、視覚・聴覚障害者のコミュニケーション支援等、情報を仲介する専門的ボランティアの養成・確保に努めます。(福祉課)

◇地域福祉を支えるボランティア活動の振興を図るため、情報及び活動拠点としての市民活動推進センターや総合福祉センターなど市有施設の機能充実を図り、ボランティア団体の自主的・自立的活動を支援するとともに、社会福祉協議会・ボランティアセンターとの連携を強化し、ボランティア実践者の裾野拡大に努めます。(福祉課・地域づくり課)

◇地域福祉活動を行う非営利組織(NPO)の積極的な活用と支援できる体制の確立に努めます。(福祉課)

③ 相談体制と情報収集・提供の充実

◇障害者の種別や年齢を問わず、障害者自身やその家族に対する保健・医療・福祉その他各般に渡る相談支援体制を確立し地域で自立した生活ができるよう支援します。
(福祉課・健康長寿課・子育て相談課・学校教育課)

◇市ホームページや総合福祉センター・点字図書館等の活用、群馬県及び国の地方機関等と連携した各種制度の資料コーナー設置等を進めることにより、情報提供の充実を図り、障害者に対する情報アクセシビリティの向上に努めます。(福祉課)

◇自らの判断で福祉サービスを選択し、契約を結ぶことが困難な障害者に対し、地域で安心して生活ができるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行等を行う「福祉サービス利用援助事業」の活用の周知に努めます。(福祉課)

◇多様な障害に関する専門的な相談等に対応できるよう、市の事業としての相談支援事業の充実を図ります。(福祉課)

2 障害の発生予防と軽減のために

(1)課題

障害対策は障害の発生を予防することが基本的な施策の一つとなります。したがって、障害の直接的な発生原因となる交通事故の防止対策や薬害、生活習慣病等に関する知識を周知することと同時に、健康教育事業や健康診査等を通じて将来的に発生が予想される疾病を未然に防ぐことが重要です。また、障害をできるだけ早期に発見し、必要な治療と指導訓練を行うことで、障害を軽減し基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていく必要があります。

このため、障害の早期発見と早期療育体制、自立訓練事業等の充実が求められており、保健・医療・福祉・教育が連携した一体的なサービスを提供できる体制をつくることが課題となります。

(2) 具体的方策

① 障害の発生予防と早期発見・早期治療

◇先天性障害の早期発見・早期対応のため、妊産婦に対する健康教育・健康診査等の保健対策について一層の充実を図ります。(子育て相談課)

◇県及び医療機関等と連携して乳幼児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査等による早期発見体制及び訪問指導体制を充実します。(子育て相談課)

◇障害を受けた初期の段階で、本人及び家族に対して、障害に係る各種サービスの紹介、心身の支援等を行う相談支援体制の充実を図ります。
(福祉課・子育て相談課・健康長寿課・学校教育課)

◇生活習慣病予防のため、各種健康診査を実施し、健康状態の確認を行うとともに生活習慣病を改善することで障害発生を未然にくい止められるよう各種保健事業の充実を図ります。(健康長寿課)

② 障害の軽減、補完、治療

◇障害の軽減及び補完のため、自立支援医療費の給付、訪問審査、更生相談、補装具の交付及び修理、日常生活用具の給付等の充実を図ります。(福祉課)

◇精神疾患や精神障害については、誤解や偏見を取り除き、市民の精神障害に対する正しい理解と協力を求めるため、精神障害についての知識の普及に努めます。
(福祉課・健康長寿課)

◇精神障害者に対する相談機能の充実を図るため、専門相談員の確保に努めます。
(福祉課)

◇精神保健福祉に関する専門的な知識や相談能力の向上が図れるよう、各種研修等の受講により、相談員の資質向上に努めます。(福祉課・健康長寿課)

3 生活の質の向上のために

(1) 課題

障害者福祉の目標である「ノーマライゼーション」の実現を図るためには、障害者が生まれ育った家庭や地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、生活の質の向上に向けた多様な障害福祉サービスの提供が必要です。

自立支援と地域移行の観点から、在宅生活や社会参加のためのサービスや就労の場の充実、障害者向けの住宅や共同生活できる場所の充実などが一層求められてきており、障害

福祉計画に掲げる目標に向けて、サービスの提供体制を確保していくことが重要となっています。

(2) 具体的方策

① 在宅福祉サービスの充実

◇重度の障害者が、地域社会の中で主体的な生活を送ることができるよう、居宅介護や重度訪問介護、短期入所、日中一時支援事業などの提供体制の整備促進を図り、障害支援区分に応じたサービスを提供します。(福祉課)

◇障害者の日常生活の利便性を確保するため、障害の程度・種別に合わせた補装具、日常生活用具等を給付し、その活用を促進します。(福祉課)

◇障害者の所得保障の制度として、特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当や心身障害者扶養共済制度等の充実及び医療費の軽減は、障害者の生活の質や経済的自立に欠かせないものであり、制度の充実及び改善を国や県へ要望していきます。(福祉課・医療保険課)

◇障害者の生活支援の一環として、各種助成や税の減免及び控除、交通運賃料金の割引等の制度の活用について周知します。(福祉課)

◇県内では唯一の「市立点字図書館」の機能強化を図ります。点字図書及び録音図書のデジタル化を推進するとともに、全国ネットワークによる相互貸借の活用及び生活情報等を積極的に点訳、音訳し、視覚障害者の情報環境の向上に努めます。(福祉課)

◇障害者の意思決定支援のため、判断能力が不十分な障害者に対し、成年後見制度の周知と適切な利用を推進します。(福祉課)

② 施設福祉サービスの充実

◇施設から地域への移行について障害福祉計画に定めた目標達成に努めます。(福祉課)

◇在宅サービスを基本としつつ、施設サービスが望ましいと考えられる障害者については、障害の程度や希望に応じて、適切な施設への入所を勧奨します。(福祉課)

◇社会福祉施設の円滑な運営と利用者の処遇向上を図るため、体制の充実や社会福祉法人が設置・運営する施設の育成及び指導に努めます。(福祉課)

③ 生活の場及び就労訓練の場の整備

◇生活の場としてのグループホームや、自立に向けた訓練の場としての自立訓練、就労継続支援・就労移行支援等の施設について、施設への情報提供や連携を図り、整備促進に努めていきます。また、福祉的就労から一般就労への移行が効果的に進むよう、福祉と雇用施策の連携強化を図ります。(福祉課・商工振興課)

4 一人ひとりの特性に応じた教育・育成のために

(1)課題

障害を持つ子ども一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、将来、社会的に自立して生活していくことができるようにするためには、個々の障害の状態や能力・適性等に応じた教育の場や学習機会を提供し、適切な教育を進めるとともに、保健・医療・福祉・教育など関係機関が連携し、子どもたちの成長過程において配慮や必要な支援を行っていくことが求められます。

また、併せて、障害を持つ子どもと持たない子どもが活動をともにすることにより、相互理解が深められるよう、福祉教育や交流教育を推進することが重要です。

(2)具体的方策

① 早期支援と保育の充実

◇0歳からの早期対応の充実を図る観点から、保育所・幼稚園(認定こども園含む)において受け入れ可能な心身障害児については、その受け入れの推進及び促進に努めます。また、その受け入れにあたっては、社会への適応力を伸ばし、望ましい発達を促進するため、関係機関の協力を得ながら、保育士等の研修の充実、保育所・幼稚園機能の強化、障害を持たない園児・子どもとの交流に努め、早期支援と保育の充実を図ります。

(子育て支援課・学校教育課)

◇地域と保健・医療・福祉・教育など各分野との連携を深め、未就学児について早期から相談や支援が受けられる体制を整備するとともに、適切な療育方法や福祉的支援についての情報提供・療育相談体制の強化・支援体制の充実などにより、日常生活の向上を図ります。(福祉課・子育て支援課・学校教育課)

◇在宅の心身障害児に対して、集団療育の充実を図るとともに、子育て世代包括支援センター及び地域子育て支援センターとの連携を強化し、障害児通所支援等の適切な利用を含めた就学前の子育て支援の充実を図ります。(福祉課・子育て相談課・学校教育課)

② 学校における福祉教育等の充実

◇学校教育のあらゆる場において福祉教育を取り入れるとともに、特別支援学校・特別支援学級の児童生徒との交流などを通じ、障害を持った人たちに対する思いやりの心を育む教育の推進に努めます。(学校教育課)

◇小・中・高校生に対して、市社会福祉協議会が主催し、夏休みに実施するボランティアスクールを始めとした福祉体験学習の充実を図ります。

(福祉課)

◇各種研修会を充実させ、専門的な知識や指導力の向上が図れるよう、教員の資質向上に努めます。(学校教育課)

③ 特別支援教育の充実

◇一人ひとりの障害の内容や特性、教育的ニーズに対応した就学・進路指導を進めるとともに、それらに応じた教育課程の編成や個別の指導計画作成を進め、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力を育て、障害児の社会的自立を図ります。
(学校教育課)

◇特別支援教育コーディネーターを中心に、校内支援委員会の機能の充実を図り、関係諸機関との連携を深めて、障害の早期把握や支援体制の整備に努めます。(学校教育課)

◇特別支援教育に関する専門的な知識や指導力の向上が図れるよう、各種研修会を充実させ、職員の資質向上を図ります。(学校教育課)

◇通常の学級と特別支援学級の児童生徒並びに特別支援学校の児童生徒と居住地にある学校との交流及び共同学習をさらに進めます。(学校教育課)

◇障害を持つ生徒が義務教育終了後も将来の目標や生きがいを持ち、自立した社会生活を営むことができるよう、福祉機関や教育機関・労働機関などとの連携強化に努めます。また、障害を持つ生徒やその保護者に対し、継続的に支援が行えるよう、長期的な展望に立った指導の充実に努めます。(福祉課・商工振興課・学校教育課)

◇市内各校において、障害のある子が障害の程度、発達段階、個別の教育ニーズに応じた適切な教育を受けられるよう、指導方法の工夫・改善、施設・設備の整備及び必要に応じた改善に努めます。(学校教育課・教育総務課)

◇学齢期にある心身障害児に対し、放課後等に集団活動や社会適応訓練を行い、家庭・学校・企業等、地域社会が一体となってその主体性・社会性を育成し自立の促進を図ることを目的とした集団療育を推進するとともに、小学校区ごとに実施している放課後児童クラブについても、障害の有無にかかわらず受け入れることができる体制確保に努めます。
(福祉課・子育て支援課)

5 働きやすい職場・就業の場の確保のために

(1)課題

障害者がその能力や適性に応じた職場へ就労することは、自立した社会生活を営む上での経済基盤となるとともに、社会参加の促進、生きがいの確立にも大きな効果があります。

そのため、働く意思と職業能力のある全ての障害者のために、それぞれの能力に応じた職業訓練や、就労に向けての技術を習得するための環境の充実を図り、その能力・適性が十分に発揮できる就業の場を確保することが求められます。また、併せて障害者が一般企業で就労する上では、事業主や一緒に働く同僚の理解は欠かせない要素であることから、行政と企業・関係機関が協力しながら継続的に支援していく必要があります。

(2) 具体的方策

① 障害者の職業的自立の促進

◇ハローワーク、群馬障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等との連携強化と、障害者雇用連絡会議等への積極的な参加・協力をを行い、障害者の特別相談・巡回職業相談や就業訓練を活用できるよう支援体制を整えます。(福祉課・商工振興課)

◇障害の内容や程度、本人の希望に応じ、就労移行支援・就労継続支援事業所のほか、地域活動支援センター等の活用も含めたサービスの提供に努めます。(福祉課)

② 障害者の雇用機会増大の促進

◇障害者の法定雇用率の周知を図り、障害者の雇用機会の拡大に努めます。
(福祉課・商工振興課)

◇自立に向けた就労を促進するため、地域自立支援協議会を活用しながら、ハローワーク等関係機関と連携し、障害者の雇用機会の拡大を図ります。(福祉課)

③ 雇用促進の啓発活動の充実

◇障害者の雇用については、国や県の関係機関と連携し、「障害者雇用支援月間(9月)」を中心に、広報紙などを利用して支援活動に努めます。(商工振興課)

◇事業主に対して、障害者の採用における優遇措置や各種助成制度の活用について周知し、雇用の促進を図ります。(商工振興課)

6 社会参加の促進のために

(1) 課題

社会が豊かになり、物質的に満たされた生活の中で、ゆとりや生きがいが求められています。特に文化芸術活動やスポーツへの参加は、障害者にとって生活を豊かにし、生きがいを生むことにつながると同時に、自身の健康増進、自立や社会参加にもつながるものです。

また、障害者がこうした活動に参加することにより、地域住民の障害への理解と認識を深めることにも寄与すると考えられます。

本市では、住民一人ひとりが生涯にわたり文化芸術活動・スポーツ等に親しみ、健康で明るい生活が送れるよう、学習機会の提供、スポーツ活動の振興を図っていますが、自身の障害や物理的な障害等の問題から、障害者の参加が少ないのが現状です。

障害者の参加を促進するため、参加しやすい環境整備と、生きがいの創造に向けた社会参加への施策をより一層推進していくことが必要となっています。

(2) 具体的方策

① 文化・スポーツ活動の充実

◇地域社会との交流や理解を深めるため、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動への障害者への参加を促進します。(福祉課)

◇参加者の年齢・障害の程度に応じたスポーツ・レクリエーション教室の開催等、障害者がスポーツに親しむ機会の提供に努めます。(福祉課)

◇障害者が文化活動やスポーツ活動に積極的に参加できるよう、コミュニケーションの手段の確保と指導員の確保に努めます。特にスポーツ指導者を養成・確保する場合は、障害者の特性に応じた指導方法の促進に努めます。(スポーツ・文化振興課)

◇各種スポーツ施設・設備の整備改修を進め、障害者のスポーツ推進のための諸条件整備に努めます。(スポーツ・文化振興課)

② 社会参加支援の充実

◇障害者が様々な活動に参加しやすくなるよう、意思疎通支援事業の充実や、介護給付における行動援護、重度訪問介護及び同行援護、また、地域生活支援事業における移動支援事業等の効果的運用に努めます。(福祉課)

◇障害者の文化活動や芸術活動を支援し、活動の場を充実させるように努め、社会参加の促進を図ります。(福祉課)

◇地域住民の障害者に対する理解と協働意識を育む啓発に努め、障害者が地域住民の一員として共に活動へ参加できるよう働きかけを行います。(福祉課・生涯学習課)

◇各公民館事業、ボランティア養成講座等の実施にあたっては、生涯学習的観点のみにとらわれず、福祉学習の機会としての充実にも努めます。また、ボランティア団体等との連携を強化し、学習の成果を生かせる場の確保に努めます。(福祉課・生涯学習課)

7 住みよいまちにするために

(1)課題

障害の有無にかかわらず、全ての市民がお互いの個性を認め、支え合うまちを実現するためには、道路・建築物・公共交通機関等を誰もが安全で安心して利用できるよう整備する必要があります。

障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の改正や「ユニバーサルデザイン」化の進展により、建築物の新設時や改修時には配慮がなされるようになっていますが、既存の建築物や道路の段差、階段があること等を理由に外出をためらう障害者が多くいる状況は変わらず、今後も、「道路や建築物、駅などの段差解消」、「利便性の高いトイレの設置」、「歩道上の障害物の撤去」等、障害者や高齢者等の利便性や安全性を考慮したまちづくりに向けた取組を続けていくことが重要となります。

(2) 具体的方策

① 基盤整備

◇障害者や高齢者、子どもまで誰もが安心して快適に歩くことができるよう、ユニバーサルデザインに配慮したゆとりある道づくりを進めます。(都市計画課・土木課)

◇歩行者及び自転車等の動線に即した歩道・自転車道やコミュニティ道路を整備し、生活環境の向上と安全性の確保に努めます。(都市計画課・土木課)

◇視覚障害者のため、誘導ブロックの整備を計画的に拡大するとともに、歩行の安全確保や標識の整備を図り、目的地へ安心して行くことのできる道路の整備に努めます。
(都市計画課・土木課)

◇各種公園・緑地の整備にあたっては、障害者や高齢者、子どもまで誰もが安全に利用できるデザインで実施し、市民の心身の健康増進や憩いと交流の場の確保に努めます。
(公園緑地課)

◇新設店舗や施設の建設・建替にあたっては、バリアフリー化とユニバーサルデザイン化について指導・促進します。(建築指導課)

② 住宅・公共施設整備の充実

◇新規に建設する市営住宅については、住宅内の段差解消、トイレ・浴室・玄関への手すりの取り付け、共有部分の階段・廊下への手すりの取り付け、屋外通路の段差解消を行います。
(建築住宅課)

◇公共施設の建設にあたっては、出入口や廊下の幅を広く取り、エレベーターやトイレについては、障害者や高齢者・子どもまで誰もが円滑に利用できる形態にするなど、ユニバーサルデザイン化について可能な限り配慮します。(建築住宅課)

◇地域での自立した社会生活を希望している障害者に対する住宅確保のため、グループホーム等の整備促進と、住宅改造費用の助成に関する周知に努めます。(福祉課)

③ 交通・移動対策の充実

◇障害者や高齢者に配慮した公共交通の整備について、関係機関と連携して設備改善に努めるとともに、バス交通のより利便性・効率性の高い運行体系を目指します。
(交通ビジョン推進室)

◇公共施設及び民間施設における障害者用駐車場の確保と、思いやり駐車場の周知及び適正利用についての啓発活動を行います。(福祉課・建築住宅課・建築指導課)

◇視覚障害者や車椅子を使用する人にとって、歩道上などの放置自転車は大きな障害物であるため、放置自転車防止のための啓発活動を積極的に推進します。(福祉課・土木課)

④ 災害時における安全の確保

- ◇聴覚・言語障害者等が容易に119番緊急通報を行えるよう、NET119やファクシミリ等、通報受信体制の強化に努めます。(消防本部)

- ◇避難行動要支援者名簿を整備するとともに、個別避難計画の作成に努め、障害者等が災害時における支援を地域の中で受けられるようにするための制度を整備することにより、安心して暮らすことができる地域づくりの推進を図ります。(福祉課)

- ◇要配慮者の避難誘導等について、地域ぐるみでの活動が可能となるよう、自主防災組織や自治会等に対して防災に関する啓発を行います。(防災・危機管理課)

- ◇障害者自身が事故などを未然に防ぐことも重要であることから、防災訓練などへの積極的な参加を促し、事故回避力と防災意識が向上するように努めます。(福祉課・消防本部)

- ◇災害時等の聴覚・言語障害者のコミュニケーション支援のため、消防署・警察署に手話通訳者・要約筆記者の登録者名簿を備えます。(福祉課)